

○高圧ガス製造開始届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第21条第1項 一般則第42条
 液石則第42条
 コンビ則第21条

適用

- ・第1種製造者が製造を開始したとき

必要書類

1. 高圧ガス製造開始届書（一般則様式第23、液石則様式第22、コンビ則様式第11）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）